

池田市軽度難聴児補聴器購入等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業実施要綱（以下「大阪府要綱」という。）に基づく助成の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成することにより、軽度の難聴児の言語及び生活への適応訓練を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象児)

第2条 この事業の補聴器の購入等に要する費用に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる者（以下「交付対象児」という。）は、18歳未満の者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が市内に居住していること。
- (2) 原則として両耳の聴力レベルが30dB以上60dB未満の軽度の難聴者であること。
- (3) この要綱に基づく助成金の交付を既に受けている場合は、片方の耳につき、第5条の交付決定の日から5年以上経過していること。

(助成金の対象事業及び費用負担)

第3条 助成金の対象となる補聴器の種類等、交付基礎額及び交付額は、別表のとおりとする。ただし、補聴器の台数は、第4条第1項第1号に規定する意見書に記載した医療機関の補聴器の処方に応じ、2台を限度とする。

(交付申請)

第4条 交付対象児の保護者は、助成金の交付を希望するときは、補聴器購入費等助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 障害者総合支援法第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により大阪府知事等が指定した医師（耳鼻咽喉科に限る。以下「医療機関」という。）が、交付対象児の聴力検査をもとに作成した補聴器購入費等助成金交付意見書（様式第2号）。ただし、補聴器の修理費に係る費用の補助を受けようとするときは、当該意見書の添付は省略することができる。
- (2) 第7条の規定に基づく市長への届出のあった補聴器業者の見積書
- (3) 生活保護受給世帯の場合は、世帯全員の氏名の記載がある生活保護受給証明書

2 補聴器の耐用年数は5年とし、交付対象児の保護者は、新たに補聴器を購入する場合又は次条の交付決定の日から耐用年数を経過した日後に補聴器を更新する場合に交付申請ができるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請が適当であるとして助成金の交付決定をしたときは、補聴器購入費等助成金交付決定通知書（様式第3号）及び補聴器購入費・修理費支給券（様式第4号。以下「支給券」という。）を交付し、申請を却下するときは、補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、支給券に記載された自己負担額とともに当該支給券を補聴器業者に提出し、補聴器を購入するものとする。

(補聴器業者の届出及び費用の支払)

第7条 補聴器業者は、この事業に基づく補聴器の購入等に係る助成金を請求する場合は、交付対象児又は申請者のうち、いずれかの押印を受けた支給券を添え、当該支給券に記載された公費負担額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査の上、公費負担額を支払うものとする。

(検査料の交付)

第8条 第5条に基づき市長が助成金の交付の決定した申請者のうち、第4条第1項第1号に規定する補聴器購入費等助成金交付意見書作成のため医療機関が実施した検査の検査料(初診料及び再診料を含む。)の交付を希望する者(他制度により検査料の助成を受けている者を除く。)は、検査料交付申請書(様式第6号)に当該検査日の医療機関の領収書を添え、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは検査料交付決定通知書(様式第7号)により、その申請を却下するときは検査料交付申請却下通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定を受けた申請者に対して5,000円を限度として、申請者が負担した検査料を交付するものとする。

4 第2項の検査料の交付決定を受けた申請者は、検査料請求書(様式第9号)により、市長に前項の検査料を請求するものとし、市長は、その請求の内容を審査した上、当該検査料を支払うものとする。

(その他)

第9条 助成金の交付を受けた交付対象児及び申請者は、当該補聴器を他人に譲渡する等、交付の目的に反して使用してはならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の池田市軽度難聴児補聴器購入等助成事業実施要綱の規定は令和6年4月1日以後に行われた申請その他の行為から実施する。

3 この要綱の実施の際、残存する旧様式による書類については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、残存する旧様式による書類については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

補聴器の種類等	交付基礎額	交 付 額
・耳かけ型補聴器 ・ポケット型補聴器 ・耳穴型補聴器 （本体及び付属品を含む。ただし、付属品の場合は対象外）	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器（高度難聴用耳かけ型）に係る価格の100分の106に相当する額（必要に応じイヤホンールド含む）	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 （ア）または（イ）のいずれか低い方の額 （ア）交付基礎額 （イ）補聴器実購入額（消費税額含む） 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 （ア）または（イ）のいずれか低い方の額 （ア）交付基礎額×2/3 （100円未満切上げ） （イ）補聴器実購入額（消費税額含む）×2/3 （100円未満切上げ）
・修理・交換	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に準じた額。ただし、交付基礎額の上限は、高度難聴用耳かけ型の修理部位「耳かけ型アンプ組立交換」に係る価格の100分の106に相当する額とする	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 （ア）または（イ）のいずれか低い方の額 （ア）交付基礎額 （イ）補聴器実修理額（消費税額含む） 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 （ア）または（イ）のいずれか低い方の額 （ア）交付基礎額×2/3 （100円未満切上げ） （イ）補聴器実修理額（消費税額含む）×2/3 （100円未満切上げ）

※この表に規定するもののほか、障害者総合支援法第76条に基づく補装具費の支給の取扱いに準ずるものとする。